

令和 7 年設楽町告示第 2 7 号

設楽町産業廃棄物業等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 25 年設楽町条例第 17 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 2 日

設楽町長 土屋 浩

記

1 関係地域

設楽町津具字空古屋、字西ノ窪、字南大桑、字足田小屋

ただし、津具 4 区大桑南西組に限る

2 縦覧場所

設楽町役場生活課

設楽町役場津具総合支所管理課

3 事業者

名 称 山富碎石株式会社

所在地 愛知県北設楽郡設楽町津具字足田小屋 10 番地

代表者 代表取締役 坂井弘昌

4 施設設置場所

愛知県北設楽郡設楽町津具字足田小屋 19 番 6

5 施設の種類

がれき類の破碎施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8の2項)

6 処理する産業廃棄物の種類

がれき類

(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)

7 関連施設の処理能力

1, 088 t/日(8時間) 136 t/時間

8 縦覧期間

令和7年10月2日(木)から令和7年10月31日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

関係地域住民は、意見を提出することができる

10 意見書の提出先、提出期限及び提出方法

設楽町役場生活課

令和7年10月2日(木)から令和7年10月31日(金)

11 意見書に記載すべき事項及び記載方法

- ・提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人又は団体においてはその代表者氏名
- ・事業者の氏名又は名称並びに施設の種類及び設置場所
- ・意見